

建設業向け STARS (事業総合賠償責任保険)

土木業

建設業向け STARS (事業総合賠償責任保険) の基本補償とオプション特約の補償対象となる事故例をイラストでご案内します。

このチラシでご案内している各基本補償およびオプション特約の補償内容や支払限度額等につきましては、商品パンフレットをご覧ください。

●: 基本補償 ■: オプション特約

● 業務遂行・施設リスク

<p>掘削中、道路下のケーブルを切断</p>	<p>工事場で、通行人がコーンにつまずいてケガ</p>
<p>常設資材置き場で、資材が崩れて来客の自動車が破損</p>	<p>夜間工事中、自転車がマンホールに落ち、乗っていた人がケガ</p>
<p>作業中、隣家の石垣を破損</p>	<p>工事中、重機が横転し、ガードレールを破損</p>

これらの事故は同時に起きるかも

● 生産物・完成作業リスク

<p>工事の欠陥で、道路の一部が崩れ落ち、通行中の車にあたり破損</p>
<p>下水道工事で、埋め戻しが悪く、引き渡し後に一部が陥没し、走行していた自動車が破損</p>
<p>歩道の縁石の設置ミスで縁石がぐらつき、自転車が転倒して乗っていた子どもが肋骨を骨折</p>

■ 仕事の目的物の損壊担保特約

<p>左の事故が発生した際の、崩れ落ちた道路の修理費用</p>
<p>左の事故が発生した際の道路の修理費用</p>
<p>左の事故が発生した際の歩道の修理費用</p>

■ 建設受託物損害担保特約

(高額重機への対応として、支払限度額を保険期間中2,000万円まで設定可能です!)

<p>バックホーで作業中、リースの光波測量機を破損させた。</p>	<p>借りていた重機を使用中に横転させ損壊させた。</p>	<p>工事場内でリースのケーブルが盗難にあった。</p>	<p>借りた重機を工事場に移動中、損壊させた。</p>
-----------------------------------	-------------------------------	------------------------------	-----------------------------

■ 地盤崩壊危険担保特約



重機で土地の掘削作業を行っていたところ、地面が崩れ出し、脇にある建物が崩れた。

■ 作業対象物損壊担保特約



発注者の道路標識を設置するために、クレーンでつり上げたところ落として標識を破損させた。

● 純粋財物使用不能リスク



クレーン車が横転、道路交通をとめてしまい、営業を妨げた。

■ 重複保険規定不適用特約



下請負工事で自社が起こした500万円以下の事故について、元請の保険を使わずに自社の保険で対応した。

建設用工作車による事故の補償について

自動車の所有・使用・管理による損害に対しては、通常保険金をお支払いできませんが、基本補償の業務遂行・施設リスクにより、施設内・工事場内の建設用工作車にて賠償事故を起こした場合、自賠責・自動車保険を超える賠償額について補償します。



*ナンバープレート(車両登録)付きでも可

様々な業者が入る工事現場の補償について

交差責任に関する特約が自動セットされます

仕事に使用する財物の損壊による被保険者相互間の賠償責任を一部補償します。



業務遂行・施設リスクにおいて、被保険者となっている「発注者と元請負人、下請負人の間」あるいは「下請負人相互間」の対物事故を補償します。

発注者の方も補償されます!

事故について、発注者が責任が問われるケースもあります。業務遂行・施設リスク、生産物・完成作業リスクなど、ご契約者が元請企業の場合は、発注者も自動的に補償の対象になりますので安心です。

i-Construction (アイ・コンストラクション) 割引の適用があります!

国土交通省で進められているi-Construction^{*1}への取組を進めている企業に対して、弊社所定の基準^{*2}を満たした場合、保険料を5%割引することができます。

*1 ICTの全面的な活用 (ICT 土工) 等の施策を建設現場に導入することによって、建設生産システム全体の生産性向上を図り、もって魅力ある建設現場を目指す取組。
*2 ICT建機などの導入に利用できる制度を活用していることなどが条件となります。基準の詳細については取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。

ご加入について

オプション特約は、建設業特約を基本契約とする事業総合賠償責任保険にセットしてご加入いただけます。特約のみのご加入はできませんのでご注意ください。

- このチラシは保険商品の概要をご説明したものです。保険金をお支払いできない場合など、詳細につきましては、パンフレットをご覧ください。取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20
03-6848-8500
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)
<https://www.aig.co.jp/sonpo>

お問い合わせ・お申し込みは